

平成30年度 短期・介護掛金率について

～短期は引き下げ、介護は引き上げ～

		平成29年度		平成30年度
短期掛金率	給料	51.04%	➔	47.90%
	期末手当等	51.04%		47.90%
介護掛金率	給料	6.67%		7.12%
	期末手当等	6.67%		7.12%

平成30年4月から、短期給付事業に係る掛金率について、短期掛金は引き下げ、介護掛金は引き上げます。組合員の皆さんには、ご理解を賜りますようお願いいたします。

1 短期掛金率について

短期経理の収入の大部分は、組合員の掛金と地方公共団体等の負担金で賄われています。また、支出は、「組合員および被扶養者の医療費」と「高齢者医療制度に係る支援金等」が大部分を占めています。

■ 平成29年度の短期経理の現状

収入において、標準報酬総額の減少の影響により、掛金・負担金収入は28年度決算額に対し6,400万円程度減少、29年度予算額に対しては、1億550万円程度増加の見込みです。また、高齢者医療運営円滑化事業として、約9,200万円の交付を受けました。

支出において、保健給付は28年度決算額に対し800万円程度減少、29年度予算額に対しては、1億2,800万円程度減少する見込みです。また、傷病手当金等の休業給付は28年度決算額に対し、1,700万円程度減少、29年度予算額に対しては、4,000万円程度減少する見込みとなりました。

なお、高齢者医療制度への支援金等は、ほぼ予算どおりであり、28年度決算額に対し7億円程度増加する見込みとなりました。

その結果、収支において、当初予算では1億円程度の短期損失金を見込んでいましたが、2億2,400万円程度の当期短期利益金が見込まれ、短期積立金は13億2,800万円程度となる見込みです。

■ 平成30年度の短期経理の見込み

収入については、掛金・負担金の財源率を引き下げることにより減収となる見込みです。

支出については、医療給付額が、29年度も減少する見込みとなったため、過去の実績等を考慮した結果、30年度においても減額となる見込みです。

また、高齢者医療制度への支援金等については、前期高齢者納付金について、30年度の納付金算定の基礎数値となる28年度の前期高齢者の確定医療費が、29年度の納付金算定の基礎数値となった27年度の前期高齢者の確定医療費に比べて大きく減少するため、大きく減少の見込みです。

よって、支出については、29年度決算見込額に対して医療給付額はやや減少、高齢者医療制度への納付金等については大きく減少(約4億1,000万円)する見込みです。

これらを総合的に判断し、30年度における短期財源率については、29年度の102.08%に比べ6.28%引き下げて95.80%で運営することとし、生じた当期利益金については、短期積立金へ積み立てることとしました。

短期給付財政の収支状況

- ※1 将来の欠損金の補てんに充当するための金額。当該事業年度以前3年間の保健給付等平均額の10/100に相当する額。
- ※2 前年度積立金から、当期利益金または損失金および欠損金補てん積立金の増加・減少分を加減算した額。

区 分		平成28年度(決算)	平成29年度(見込み)	平成30年度(見込み)
収益	掛金・負担金合計額	9,969,005 千円	9,881,208 千円	9,259,850 千円
	そ の 他	1,253,469	1,284,067	1,200,027
	計 (A)	11,222,474	11,165,275	10,459,877
費用	法定給付(医療費等)	4,708,223 千円	4,683,323 千円	4,685,139 千円
	附 加 給 付 等	84,325	79,829	76,480
	高齢者医療拠出金等	4,083,011	4,833,444	4,421,702
	そ の 他	1,369,995	1,344,631	1,269,905
	計 (B)	10,245,554	10,941,227	10,453,226
当期利益金または損失金(△)(A)-(B)		976,920 千円	224,048 千円	6,651 千円
欠損金補てん積立金※1		458,687 千円	453,479 千円	446,409 千円
短 期 積 立 金※2		1,098,801 千円	1,328,057 千円	1,341,778 千円

～高齢者医療制度に係る支援金等について～

平成20年度に新しい高齢者医療制度が創設され、各保険者においても高齢者医療制度を支えるための負担が生じています。これらの金額は、短期経理の支出額の約半分を占めていることから、共済組合の短期の財源率は、この支援金等の額の増減に大きな影響を受けているのが現状です。

中でも、大きな割合を占めているのが次の2つの納付金等です。



1 前期高齢者納付金

65歳以上75歳未満の医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者(前期高齢者)に係る医療給付費等について、前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を解消するために、前期高齢者納付金として、各保険者における前期高齢者数に応じた費用の負担調整を行っています。

前期高齢者の少ない保険者が多い保険者に対して納付金を支払う制度であり、前期高齢者が比較的少ない共済組合は大きな負担を求められています。

2 後期高齢者支援金

75歳以上の全ての方を対象に独立した医療制度として「後期高齢者医療制度」が創設されました。

財政構造は、患者負担を除き、公費5割、現役世代の支援4割、保険料1割となっており、このうち現役世代からの支援分を後期高齢者支援金として、各医療保険者が総報酬により按分(総報酬割)して支援金を計算し負担します。よって、組合員の報酬が高い共済組合は、負担が大きくなっています。

2 介護財源率について

介護財政における支出は、介護保険制度への納付金(介護納付金)がほぼ全てを占めています。一方、収入は、介護保険制度の対象となる40歳以上の組合員の掛金と地方公共団体等の負担金で賄われています。

平成29年度の介護保険に係る収支見込は、当期介護利益金が見込まれ、介護積立金を計上することができる見込みです。

平成30年度は、介護納付金が増加する見込みであるため、積立金を取り崩すとともに介護財源率を0.9%引き上げ、14.24%(平成29年度 13.34%)で運営します。

●本組合の状況

年度	第2号被保険者(人)	介護納付金(円)	掛金・負担金(円)	利益金(円)	積立金(円)	財源率(%)
28年度	13,059	828,434,082	831,831,372	2,809,778	2,191,889	12.00
29年度	13,204	937,760,000	938,516,000	284,000	2,475,000	13.34
30年度	13,027	1,015,635,000	1,015,012,000	△1,216,923	1,258,000	14.24

3月6日第1回組合会で議決

平成30年第1回組合会が3月6日に開催され、平成30年度の事業計画および予算が決まりました。

共済組合の事業に必要な費用は、組合員の皆さんが負担する掛金と地方公共団体が負担する負担金で賄われています。平成30年度は、マイナンバー制度へ対応するシステム改修や個人番号取得の費用と合わせて7月から運用が開始となる医療保険者等向け中間サーバに係る費用負担が必要となります。

そのような状況ではありますが、さらなる経費節減に努め、組合員と被扶養者の皆さんの生活の安定と福祉の増進が図れるよう事業運営をしてまいります。

なお、各経理別の事業概要は次のとおりです。

基本項目

予算作成に当たった基礎数値

区 分	全 体
組合員数	16,071人
組合員1人 当たりの 標準報酬月額	短 期 381,769円
	長 期 381,320円
被扶養者数	17,109人

平成30年度財源率

(単位：%)

区 分	短期経理						保健経理		厚生年金保険経理			
	掛 金	負担金	介護 掛金	介護 負担金	調整 負担金	公的 負担金	掛 金	負担金	組合員 保険料	負担金	公的 負担金	
一般組合員	一 般 職	47.90	47.90	7.12	7.12	0.2	0.05	1.76	1.76	89.93 (91.50)	89.93 (91.50)	39.0
	特 別 職	47.90	47.90	7.12	7.12	0.2	0.05	1.76	1.76	89.93 (91.50)	89.93 (91.50)	39.0
	組 合 専 従	47.90	47.90	7.12	7.12	0.2	0.05	1.76	1.76	89.93 (91.50)	89.93 (91.50)	39.0
	派 遣 職 員	47.90	47.90	7.12	7.12	0.2	0.05	1.76	1.76	89.93 (91.50)	89.93 (91.50)	39.0
	地方独立行政 法人の職員	47.90	47.90	7.12	7.12	0.2	-	1.76	1.76	89.93 (91.50)	89.93 (91.50)	39.0
市町村長組合員	47.90	47.90	7.12	7.12	0.2	0.05	1.76	1.76	89.93 (91.50)	89.93 (91.50)	39.0	
70歳以上組合員	47.90	47.90	-	-	0.2	0.05	1.76	1.76	-	-	-	
後期高齢適用者	1.72	1.72	-	-	-	0.05	1.76	1.76	-	-	-	
特定消防組合員	47.90	47.90	7.12	7.12	0.2	0.05	1.76	1.76	89.93 (91.50)	89.93 (91.50)	39.0	
船員一般組合員	45.45	50.35	7.12	7.12	0.2	0.05	1.76	1.76	89.93 (91.50)	89.93 (91.50)	39.0	
任意継続組合員	95.80	-	14.24	-	-	-	-	-	-	-	-	

(単位：%)

区 分	経過的 長期経理	退職等年金経理		業務経理		
	負担金	掛 金	負担金	子ども・子育て 拠出金	事務費 負担金	
一般組合員	一 般 職	0.1035	7.5	7.5	-	1人 当たり 月額 1024円
	特 別 職	0.1035	7.5	7.5	-	
	組 合 専 従	-	7.5	7.5	2.9	
	派 遣 職 員	0.1035	7.5	7.5	2.9	
	地方独立行政 法人の職員	0.1035	7.5	7.5	2.9	
市町村長組合員	0.1035	7.5	7.5	-		
70歳以上組合員	0.1035	7.5	7.5	-		
後期高齢適用者	0.1035	7.5	7.5	-		
特定消防組合員	0.1035	7.5	7.5	-		
船員一般組合員	0.1035	7.5	7.5	-		
任意継続組合員	-	-	-	-	-	

※上記の率はいずれも毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に対する率です。

※短期経理の介護掛金・負担金は、40歳以上65歳未満の組合員について徴収します。

※厚生年金保険経理の組合員保険料・負担金の()は9月～の率です。

※ = 平成30年度変更した率です。



● 短期経理

医療・介護などに関する事業を行います

短期給付事業は、組合員と被扶養者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費の支払いや、出産・死亡・休業・災害などに係る給付、高齢者医療制度への支援金等の支払いを行っています。

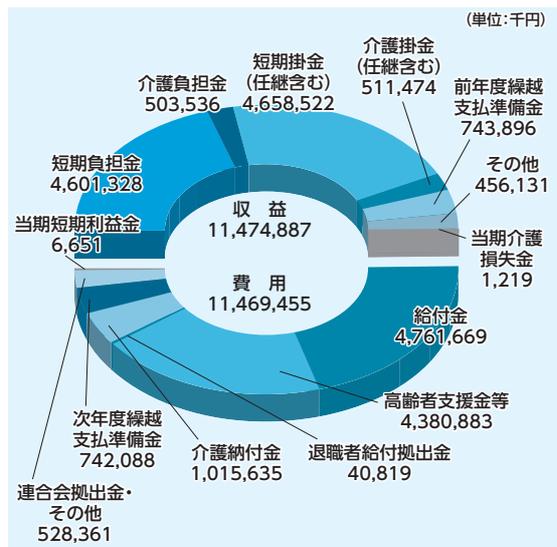
また、介護保険事業は介護納付金の支払いを行っています。

平成30年度 高齢者医療制度に支援する費用です。

前期高齢者納付金	23億7,608万円
後期高齢者支援金	20億478万円
退職者給付拠出金	4,081万円
病床転換支援金	1万円
合計	44億2,168万円



今年度の詳しい事業運営については2ページの「平成30年度 短期・介護掛金率について」をご覧ください。



本共済組合では医療費抑制方策として、「第2期データヘルス計画」を基に「医療費通知」と「ジェネリック差額通知」を行うとともに、保健経理で行う医療費増高対策事業等と連携して医療費の削減に取り組んでまいりますので、組合員と被扶養者の皆さんにおかれましても、引き続き、疾病の早期発見・早期治療に心がけていただきますようよろしくお願いします。

● 退職等年金預託金管理経理

退職等年金給付積立金の一部を運用します

● 経過的長期預託金管理経理

経過的長期給付積立金の一部を運用します

退職等年金給付積立金や経過的長期給付積立金は、全国市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」という。)において積立、運用することになっています。この経理では、その積立金の一部の預託を受け他経理への貸付等により運用し、その収益を連合会へ払い込みます。平成30年度から退職等年金預託金管理経理が新設され、経過的長期預託金管理経理から貸付経理へ貸付けている資金を移行することとされました。

退職等年金預託金管理経理

(単位:千円)

収益	費用
利息および配当金	支払利息
434	434

経過的長期預託金管理経理

(単位:千円)

収益	費用
利息および配当金	支払利息
7,470	7,470

● 業務経理

事業運営に必要な諸経費を賄います

共済組合を組織する市町等から納付いただく事務費負担金を主な収入とし、年金、医療等に関する事業などを行うための事務費や人件費などを賄う経理です。

平成30年度の地方公共団体負担分は組合員1人当たり年額12,288円となり、短期経理からは組合員1人当たり年額2,460円を繰り入れます。費用については、引き続きマイナンバー制度に対応するためのシステム改修や新たに運用が開始される医療保険者等向け中間サーバに係る運営委託費等により前年度に比べて増加する見込みです。

地方公共団体が、厳しい財政状況の下、依然、定員の削減や事務経費の削減が図られていることから、本共済組合においても職員数の抑制や事務に要する経費を見直し、より一層の削減に努めて運営してまいります。



● 保健経理

健康の保持増進を目的とした事業を行います

組合員と被扶養者の皆さんの心と身体健康の保持増進に役立てるための保健事業、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

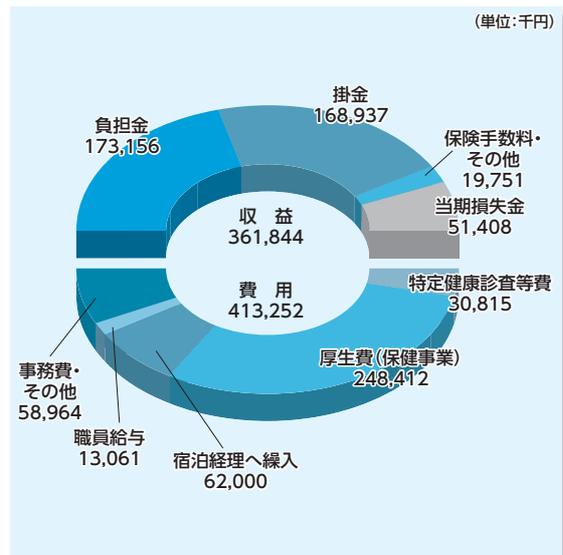
平成30年度は、財源率を据え置いて運営をします。

疾病予防対策として人間ドックおよび健康診断助成事業に重点を置きながら、皆さんの精神面のリフレッシュのための保養事業などの各種事業を行います。

また、医療費増高対策として、「第2期データヘルス計画」を基に新たなステージに向けて事業を行ってまいります。

第3期特定健康診査および特定保健指導については、実施率達成を目指すだけでなく結果を意識した事業となるようさらに努めてまいります。

なお、防長苑に対しては、土地・建物等資産の保持および管理に要する費用や減価償却費等の繰り入れを予定しています。



● 宿泊経理

保養所 防長苑を運営しています

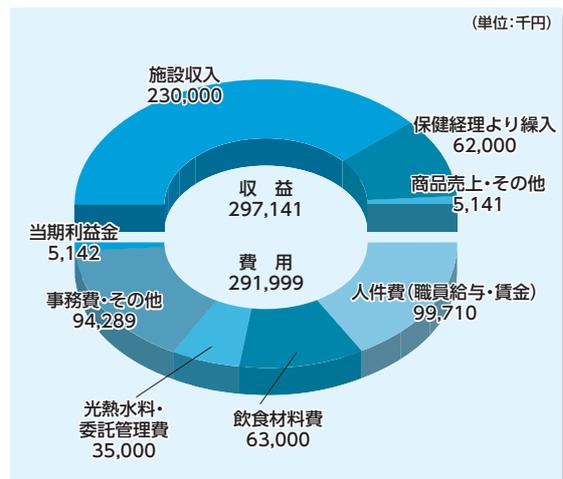
経営理念『組合員と共に歩む』を実践します。組合員のニーズに沿った営業施策を実施し、リーズナブルな価格で利用できる施設を実現します。

平成30年度は、組合員と被扶養者用、さらにご家族全員対象用の防長苑割引券を各2枚発行し、前年度以上の利用促進を図ります。

経費の削減については、効率的な人員配置による人件費の削減、仕入業者選定による飲食材料費の削減を進めてまいります。

上関海峡温泉鳩子の湯内レストラン『さくら』の営業により、県東部の組合員の利用率向上を図ります。また、明治維新150年に合わせた各種観光イベントや秋からの山口ゆめ花博との連動にも取り組んでまいります。さらに、ふく刺しふくちりセットや県内産安納芋を使用したスイートポテトの販売も継続して行います。

天然温泉と美味しいお料理をご用意してお待ちしておりますので、ご家族やご友人、職場のお仲間とお誘いあわせのうえお越しください。



● 貯金経理

安心の生活を応援します

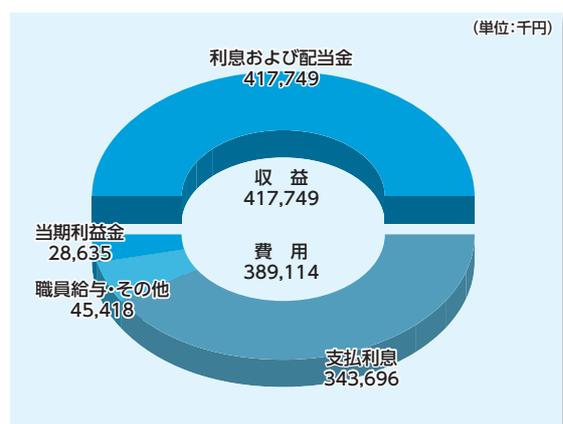
今年度の支払い利率は年1.0%で運営していきます。

貯金事業は、お預かりした資金を安全に効率運用し、加入者に還元していくことを目的に行っています。

資金は債券と預金により運用しています。債券については国債・地方債・特別の法律による法人の発行する債券・高格付の社債による運用を今後も引き続き行ってまいります。また、預金については、リスク回避のため複数の金融機関に資金を分散し、取引金融機関については選定基準を設けて経営状況などの情報収集に努めます。

安全で計画的に利用できる共済貯金をぜひご利用ください。

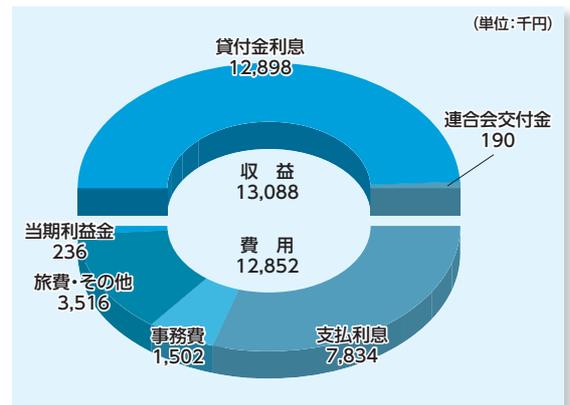
(10、11ページに関連記事があります。)



● 貸付経理

住宅資金や臨時資金をお貸しします

貸付利率は、平成30年1月の改正で、地方公務員等共済組合法第38条の2第2項第7号の規程により地方公務員共済組合連合会が定める基準利率の区分に応じて総務大臣が定める率に連動することとされ、当該区分で定める最低利率となり、大幅に低下しました。具体的な利率は、普通貸付・住宅貸付・特別貸付で1.26%とご利用しやすい利率となっています。これに伴い、新規貸付の増加を見込んでいますが、自然償還や全部繰上償還額が新規貸付額を上回る状況は引き続きしており、組合員貸付金残高および貸付金利息収入も減少する見込みです。



● 厚生年金保険経理

厚生年金や国民年金の給付をします

厚生年金保険給付等の事務を実施するための経理です。

公務員の厚生年金事業については、実施機関の1つとして共済組合で行い、地方公共団体および組合員から徴収する保険料(負担金・組合員保険料)は、連合会へ全額納付することになります。

組合員および年金受給者に対して、公的年金制度についての認識および理解を深めるように積極的に広報活動を行うとともに、相談業務の充実に努めてまいります。

(単位:千円)

収 益		費 用	
負担金	13,840,899	負担金 払込金	13,840,899
組合員 保険料	8,691,923	組合員保険 料 払込金	8,691,923
合 計	22,532,822	合 計	22,532,822

● 退職等年金経理

退職等年金給付の給付をします

退職等年金給付は、地方公務員の退職給付の一部として設けられているもので「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。この給付は、積立方式による給付であり、年金額は、基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえた年金現価率を基に改定されます。

保険料率(掛金率)は、0.75%(労使合わせて1.5%)を超えない範囲で地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。

(単位:千円)

収 益		費 用	
負担金	718,847	負担金 払込金	718,847
掛 金	718,847	組合員保険 料 払込金	718,847
合 計	1,437,694	合 計	1,437,694

● 経過的長期経理

公務等による年金の支払いに充てられます

平成27年10月以降に発生する公務による障害および遺族年金については、退職等年金給付制度から支払われますが、それ以前に決定された公務による年金の支給に充てられます。

(単位:千円)

収 益		費 用	
負担金	169,704	負担金 払込金	169,704
合 計	169,704	合 計	169,704

標準報酬について



毎月の給与に係る掛金(保険料)は、組合員の皆さんが受ける報酬(基本給および諸手当)を標準報酬等級表に当てはめて決定した標準報酬月額を基に算定します。

今回は、標準報酬月額の決定方法のうち、定時決定についてお知らせします。

※標準報酬等級表および掛金(保険料)については、次ページ参照

定時決定

組合員の皆さんが実際に受けている報酬と、すでに決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、原則として、毎年7月1日現在の組合員全員について、4月・5月・6月の3か月間に受けた報酬の平均額を基に標準報酬月額を決定します。定時決定により決められた標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月まで適用されます。



特別な定時決定(保険者算定)

定時決定において、通常の方法により報酬月額を算定するのは困難であるとき、または算定結果が著しく不当となるときは、本共済組合が適当と認めた方法で算定します。これを保険者算定といい、次のような方法があります。

● 年間報酬の平均による算定

次の①から③の要件を全て満たした場合は、年間報酬の平均による算定を行うことができます。

- ① 4月から6月で算出した標準報酬月額と年間(前年7月から本年6月)で算出した標準報酬月額との間に2等級以上の差があること
- ② 業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、その差が例年発生することが見込まれること
- ③ 年間報酬の平均により算定することに組合員が同意していること

● 一部の月を除く算定

欠勤や無給休職等により報酬の全部が支給されない日がある、または休職等により報酬の一部が支給されない日がある等、通常算定が困難な月がある場合は、その月を除いて算定します。

● 従前の報酬月額による算定

4月から6月の全ての月において、前記の事由等により、報酬月額を算定することが困難な場合は、従前の報酬月額により算定します。

定時決定の対象とならない方

- 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- 7月から9月までのいずれかの月から、随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行われる方

標準報酬等級表および掛金(保険料)一覧

平成30年4月～平成31年3月

計算式：掛金(保険料)＝標準報酬月額×掛金率(保険料率) <円位未満切捨て>

(単位：円、%)

標準報酬等級			報酬月額	短期	介護	保健	厚生年金		退職等年金	合計							
短期給付	長期給付						47.90	7.12		1.76	保険料		7.5	4月～8月		9月～3月	
	厚生年金	退職等年金									89.93 [～8月]	91.50 [9月～]		介護除く	介護含む	介護除く	介護含む
			以上	未満													
1	1	1	88,000	～	93,000	4,215	626	154	7,913	8,052	660	12,942	13,568	13,081	13,707		
2	2	1	98,000	93,000	～	101,000	4,694	697	172	8,813	8,967	735	14,414	15,111	14,568	15,265	
3	3	2	104,000	101,000	～	107,000	4,981	740	183	9,352	9,516	780	15,296	16,036	15,460	16,200	
4	4	3	110,000	107,000	～	114,000	5,269	783	193	9,892	10,065	825	16,179	16,962	16,352	17,135	
5	5	4	118,000	114,000	～	122,000	5,652	840	207	10,611	10,797	885	17,355	18,195	17,541	18,381	
6	6	5	126,000	122,000	～	130,000	6,035	897	221	11,331	11,529	945	18,532	19,429	18,730	19,627	
7	7	6	134,000	130,000	～	138,000	6,418	954	235	12,050	12,261	1,005	19,708	20,662	19,919	20,873	
8	8	7	142,000	138,000	～	146,000	6,801	1,011	249	12,770	12,993	1,065	20,885	21,896	21,108	22,119	
9	9	8	150,000	146,000	～	155,000	7,185	1,068	264	13,489	13,725	1,125	22,063	23,131	22,299	23,367	
10	10	9	160,000	155,000	～	165,000	7,664	1,139	281	14,388	14,640	1,200	23,533	24,672	23,785	24,924	
11	11	10	170,000	165,000	～	175,000	8,143	1,210	299	15,288	15,555	1,275	25,005	26,215	25,272	26,482	
12	12	11	180,000	175,000	～	185,000	8,622	1,281	316	16,187	16,470	1,350	26,475	27,756	26,758	28,039	
13	13	12	190,000	185,000	～	195,000	9,101	1,352	334	17,086	17,385	1,425	27,946	29,298	28,245	29,597	
14	14	13	200,000	195,000	～	210,000	9,580	1,424	352	17,986	18,300	1,500	29,418	30,842	29,732	31,156	
15	15	14	220,000	210,000	～	230,000	10,538	1,566	387	19,784	20,130	1,650	32,359	33,925	32,705	34,271	
16	16	15	240,000	230,000	～	250,000	11,496	1,708	422	21,583	21,960	1,800	35,301	37,009	35,678	37,386	
17	17	16	260,000	250,000	～	270,000	12,454	1,851	457	23,381	23,790	1,950	38,242	40,093	38,651	40,502	
18	18	17	280,000	270,000	～	290,000	13,412	1,993	492	25,180	25,620	2,100	41,184	43,177	41,624	43,617	
19	19	18	300,000	290,000	～	310,000	14,370	2,136	528	26,979	27,450	2,250	44,127	46,263	44,598	46,734	
20	20	19	320,000	310,000	～	330,000	15,328	2,278	563	28,777	29,280	2,400	47,068	49,346	47,571	49,849	
21	21	20	340,000	330,000	～	350,000	16,286	2,420	598	30,576	31,110	2,550	50,010	52,430	50,544	52,964	
22	22	21	360,000	350,000	～	370,000	17,244	2,563	633	32,374	32,940	2,700	52,951	55,514	53,517	56,080	
23	23	22	380,000	370,000	～	395,000	18,202	2,705	668	34,173	34,770	2,850	55,893	58,598	56,490	59,195	
24	24	23	410,000	395,000	～	425,000	19,639	2,919	721	36,871	37,515	3,075	60,306	63,225	60,950	63,869	
25	25	24	440,000	425,000	～	455,000	21,076	3,132	774	39,569	40,260	3,300	64,719	67,851	65,410	68,542	
26	26	25	470,000	455,000	～	485,000	22,513	3,346	827	42,267	43,005	3,525	69,132	72,478	69,870	73,216	
27	27	26	500,000	485,000	～	515,000	23,950	3,560	880	44,965	45,750	3,750	73,545	77,105	74,330	77,890	
28	28	27	530,000	515,000	～	545,000	25,387	3,773	932	47,662	48,495	3,975	77,956	81,729	78,789	82,562	
29	29	28	560,000	545,000	～	575,000	26,824	3,987	985	50,360	51,240	4,200	82,369	86,356	83,249	87,236	
30	30	29	590,000	575,000	～	605,000	28,261	4,200	1,038	53,058	53,985	4,425	86,782	90,982	87,709	91,909	
31	31	30	620,000	605,000	～	635,000	29,698	4,414	1,091	55,756	56,730	4,650	91,195	95,609	92,169	96,583	
32			650,000	635,000	～	665,000	31,135	4,628	1,144	55,756	56,730	4,650	92,685	97,313	93,659	98,287	
33			680,000	665,000	～	695,000	32,572	4,841	1,196	55,756	56,730	4,650	94,174	99,015	95,148	99,989	
34			710,000	695,000	～	730,000	34,009	5,055	1,249	55,756	56,730	4,650	95,664	100,719	96,638	101,693	
35			750,000	730,000	～	770,000	35,925	5,340	1,320	55,756	56,730	4,650	97,651	102,991	98,625	103,965	
36			790,000	770,000	～	810,000	37,841	5,624	1,390	55,756	56,730	4,650	99,637	105,261	100,611	106,235	
37			830,000	810,000	～	855,000	39,757	5,909	1,460	55,756	56,730	4,650	101,623	107,532	102,597	108,506	
38			880,000	855,000	～	905,000	42,152	6,265	1,548	55,756	56,730	4,650	104,106	110,371	105,080	111,345	
39			930,000	905,000	～	955,000	44,547	6,621	1,636	55,756	56,730	4,650	106,589	113,210	107,563	114,184	
40			980,000	955,000	～	1,005,000	46,942	6,977	1,724	55,756	56,730	4,650	109,072	116,049	110,046	117,023	
41			1,030,000	1,005,000	～	1,055,000	49,337	7,333	1,812	55,756	56,730	4,650	111,555	118,888	112,529	119,862	
42			1,090,000	1,055,000	～	1,115,000	52,211	7,760	1,918	55,756	56,730	4,650	114,535	122,295	115,509	123,269	
43			1,150,000	1,115,000	～	1,175,000	55,085	8,188	2,024	55,756	56,730	4,650	117,515	125,703	118,489	126,677	
44			1,210,000	1,175,000	～	1,235,000	57,959	8,615	2,129	55,756	56,730	4,650	120,494	129,109	121,468	130,083	
45			1,270,000	1,235,000	～	1,295,000	60,833	9,042	2,235	55,756	56,730	4,650	123,474	132,516	124,448	133,490	
46			1,330,000	1,295,000	～	1,355,000	63,707	9,469	2,340	55,756	56,730	4,650	126,453	135,922	127,427	136,896	
47			1,390,000	1,355,000	～		66,581	9,896	2,446	55,756	56,730	4,650	129,433	139,329	130,407	140,303	

- 標準報酬月額は、所属所が算定した報酬月額に基づき、共済組合が決定し、お知らせします。
- 介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員のみ徴収します。
- 厚生年金保険料の徴収は、70歳到達月の前月までです。
- 船員組合員については、短期掛金率は【45.45%】で計算します。
- 期末手当等については、上記のように等級表を使用するのではなく、実際に組合員が受けた期末手当等の額(千円未満切捨て)を標準期末手当等の額として、掛金(保険料)を算定します。

お問い合わせ先 総務課 企画係 ☎ 083-925-6141

貯金事業のご案内

年利
1.0%

1 事業の目的としくみ

貯金事業は、組合員の生活の安定と福祉の増進を目的とする事業の一環として実施しています。組合員の皆さんからお預かりしたお金を共済組合が一括して運用することで収益金を得て、貯金加入者に利息として還元します。

2 対象者

山口県市町村職員共済組合の組合員のみ加入できます。ただし、任意継続組合員は除きます。

3 貯金利率および運用状況

◎ 貯金利率

年1.0%(税引前)の半年複利(平成30年4月1日現在)。利率は金融情勢等により変動することがあります。付利単位は100円で、毎年3月末および9月末の決算時に利息が元金に加算されます。

◎ 共済貯金の運用

共済貯金は金融機関の預金と異なりペイオフの対象とはなりません。債券購入にあたっては、リスク管理のため信用力の高い債券を分散して購入しており、特定の業種や企業の債券に偏って購入することはしていません。

さらに、債券購入後においても、債券の信用リスク等について関係各方面から情報を収集・分析し、将来的なリスクの発生を抑えるよう努めております。

これらの運用状況は、共済だより3月号および9・10月号で報告します。

4 共済貯金の各種手続き

～手続きは所属所の共済組合事務担当課で～

貯金の手続き(加入・払戻し・積立等)に必要な書類は全て所属所の共済組合事務担当課に備え付けてあります。また、以下に示した各種手続きの受付日は、いずれも共済組合の受付日です。所属所の共済組合事務担当課での締切りは、所属所担当課にご確認ください。

◆ 加入方法

「積立貯金加入・変更・解約申込書」「印鑑登録票」を所属所の共済組合事務担当課を通じて提出してください。毎月10日共済組合着で、翌月から積立開始となります。臨時積立のみの場合も加入手続きをしてください。

*積立の種類

- ◎ 毎月の給料からの積立(定例積立)・・・給料から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ◎ ボーナスからの積立(賞与積立)・・・期末・勤勉手当から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ◎ 希望時に任意額を積立(臨時積立)・・・山口銀行の窓口で、専用の振込用紙(所属所の共済組合事務担当課に備付)を使用し、任意額(万円単位)を振込んで積立(振込手数料は不要)

◆ 積立額の変更(年2回、募集期間にのみ受付)

- ◎ 6月積立分からの変更 …… 4月10日～5月10日の間受付
- ◎ 11月積立分からの変更 …… 9月10日～10月10日の間受付

現在、受付中です

◆ 給料・ボーナスからの積立の中断・再開

毎月10日共済組合受付、翌月からの適用。※積立中断中でも、臨時積立は利用できます。

◆ 払戻し(毎月2回送金、詳細なスケジュールは毎号の共済だよりに掲載)

- ・ 15日送金(前月末日受付)
- ・ 末日送金(当月15日受付)

◆ 解約(月1回送金)・・・月末送金(当月10日受付)

◆ 残高等のお知らせ(年2回・決算期)

3月末および9月末現在の残高と、半年間の入出金異動明細を記載した「貯金現在残高通知書」を、4月および10月に所属所経由で配付します。再発行はしませんので、大切に保管してください。

平成30年1月末現在、
全組合員の約4割にあたる
6,760の方が共済貯金を
利用しています

利率がUP

平成30年4月から

年利1.0%

新規加入キャンペーン

新たにご加入された皆さんに
図書カード500円分プレゼント

注意
事項

- 平成31年3月8日(金)までに共済組合に新規加入申込書が到着していること
 - 定例積立または賞与積立を申し込むこと(臨時積立のみは対象外)
 - キャンペーン期間中に複数回加入された場合でも特典は1回のみとなります
- ※図書カードは積立開始月に、ご自宅に送付します。



お問い合わせ先 福祉課 ☎ 083-925-6551

平成30年度の福祉事業について

組合員と被扶養者の健康の保持増進、疾病予防、生活の安定を目的に設けられた事業です。
今年度実施する事業について、保健事業を中心に一覧表にまとめました。

項目		内容	備考
健康診断	人間ドック	共済組合指定の健診機関で人間ドックを受診する場合、その費用の一部を助成します（事前の申し込みが必要です）。	30歳以上の組合員、配偶者が対象
	定期健康診断 がん検診	各所属所が実施した健康診断・がん検診に対して、その費用の一部を助成します。	組合員のみ対象
	歯科健診	年1回、共済組合指定の歯科医院で歯科健診を受診する場合、その費用の全額を助成します（治療に係る費用は、自己負担が発生します）。	
	特定健康診査	生活習慣病の発症を防止する目的で、法定の検診を行います。	—
疾病予防	インフルエンザ 予防接種	年1回、インフルエンザ予防ワクチンを接種する場合、その費用の一部を助成します。	組合員のみ対象 上限1,000円
	メンタルヘルス 相談	年3回、共済組合指定の病院または、カウンセリングルームで、メンタルヘルスに関する相談をする場合、その費用の全額を助成します。	組合員のみ対象
	禁煙支援	専門業者が実施する「らくらく禁煙コンテスト」の参加費を全額助成します。	
	医療情報の提供	健康診断や人間ドックの受診結果により、リスクをかかえている方に対して情報提供を行います。	—
	医療費適正化指導	高齢の方を中心に、専門業者が健康寿命を延伸するためのアドバイス等を行います。	
	生活習慣病 予防指導	健診結果をもとに、専門業者が実施するプログラムへのご案内を行います。	
特定保健指導	特定健康診査の結果により、生活習慣病の発症を防止することを目的とした生活指導を行います。		
助成	「防長苑」宿泊利用	共済組合が運営する保養所「防長苑」を利用した場合、宿泊料の一部を助成します。	上限3,500円
	保養所・ 宿泊施設利用	共済組合が指定する宿泊施設を利用した場合、宿泊料の一部を助成します。	上限2,000円
	保健・ 文化施設利用	共済組合が指定する保健・文化施設を利用した場合、利用料金の一部を助成します。	施設ごとに助成額 が異なります
	「防長苑」利用割引	共済組合が運営する保養所「防長苑」を利用した場合、利用料金の一部を助成する割引券を発行します。	上限1,000円
	勤続25周年祝	組合員としての勤続が25周年を迎えた場合、共済組合の運営する保養所「防長苑」で利用できる助成券を発行します。	発行する助成券は 10,000円×1枚
	結婚祝	組合員が結婚した場合、共済組合の運営する保養所「防長苑」で利用できる助成券を発行します。	発行する助成券は 5,000円×2枚
セミナー	健康関連セミナー	生活習慣病の予防とメンタルヘルスへの啓蒙を目的としたセミナーを、県内各地で行います。	—
	ライフプラン セミナー	自らのライフプランについて関心を高めることを目的としたセミナーを行います。	
将来設計	ライフプラン ステーション	自らのライフプランについてシミュレーションできます。共済組合ホームページ上のバナーからログインしてご利用ください。 【ID:yamaguchi、パスワード:kyosai】	—
	共済貯金	給料天引き、または振込による積み立てで、資産形成をお手伝いします。	
	貸付	生活の安定を図ることを目的として、臨時の資金に対する貸付けを行います。	
	生命保険・医療 保険・損害保険	生活設計サポートを目的として、任意加入の団体保険を取り扱っています。	

お問い合わせ先 保険課 健康推進係 ☎ 083-925-6142

「平成30年度 知ったら得する共済事業」を配布しました

利用者ご自身で必要事項をご記入のうえ利用していただく事業について、リーフレット等をクリアホルダーにまとめて所属所の共済組合事務担当課を通じて配布しました。ぜひ、ご自宅にお持ち帰りいただき、1年間しっかりとご活用ください。

クリアホルダー

次の①～④がこの中に入っています。まだ、中身を出していないという方は、今すぐ内容をご確認ください。



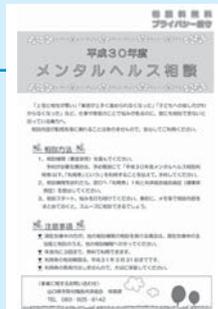
①利用助成券使用にあたってのお願い

利用助成券の各対象施設、使用上の注意点および記入方法について説明しています。



③メンタルヘルス相談

日常の悩み事について相談できる相談機関一覧と一っしょに、相談方法や「メンタルヘルス利用券」を1つにまとめています。



②歯科健康診断

歯科健康診断の受診の仕方や、健診の意義について説明しています。リーフレットの中には、受診する際に必要な「歯科健康診断票」が入っています。



④防長苑割引券

山口市湯田温泉にある保養所「防長苑」で利用できる割引券です。宿泊に限らず、御食事だけでもご利用いただけます。



平成30年度

共済組合セミナー開催計画

時期	内容	募集対象
7・8月	親子料理教室	組合員・被扶養者とその子(小学生以下)
9月	ライフプランセミナー	組合員・被扶養者(子育て終了世代)
10月		組合員・被扶養者
秋季	退職予定者説明会	退職予定者
冬季	防長苑料理教室	組合員・被扶養者



お問い合わせ先 保険課 健康推進係 ☎ 083-925-6142

組合員の被扶養者について

組合員の配偶者、子、父母などで、主として組合員の収入によって生計を維持している方は、組合員の被扶養者として組合員と同様に短期給付などを受けることができます。

被扶養者の範囲

- ① 組合員の配偶者(内縁関係を含む。)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ② 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、①に掲げる者以外の方
- ③ 組合員の内縁の配偶者の父母および子で組合員と同一世帯に属する方(当該配偶者の死後も同じ。)

被扶養者と認められない方

- ① 共済組合の組合員または健康保険の被保険者
- ② 組合員以外の者が受ける扶養手当等の対象となっている方
- ③ 組合員が他の者と共同して扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない方
- ④ 認定基準額以上の所得がある方

認定基準額とは

認定基準額 年額130万円 (年額180万円)	連続する12か月の収入の合計が、認定基準額以上となる場合は扶養認定できません。 なお、次の者は認定基準額を年額180万円とします。 <ul style="list-style-type: none">・60歳以上で公的年金を受けている方・60歳未満で、公的年金等のうち、障害年金を受けている方
--------------------------------------	--

※ただし、月額または日額で判断した方が実情に即している場合は、基準額を次のとおりとします。

月額基準額 108,334円 (150,000円☆)	認定基準額を12か月で割った額 次のような場合は、認定基準額以上となるものとみなし、扶養認定できません。 <ol style="list-style-type: none">① 毎月の給料額の見込み(労働条件)が月額基準額以上となる場合② ①に該当しない場合で、実際に支払われた給料等が3か月連続して月額基準額を超えたとき
日額基準額 3,612円 (5,000円☆)	月額基準額を30日で割った額 雇用保険失業給付や休業給付の日額などが日額基準額以上となる場合、認定基準額以上となるものとみなし、受給期間中の扶養認定はできません。

☆ 認定基準額180万円の方

その他の基準額等	被扶養者に配偶者がいる場合(例：父母等を認定している場合)は、認定基準額その他、夫婦の所得の合算要件があります。 <ul style="list-style-type: none">・詳細は所属所の共済組合事務担当課または共済組合までご確認ください。・共済だより2016年4月号に、合算要件の詳細を掲載しています。(共済組合のホームページからバックナンバーをご覧ください。)
-----------------	--

被扶養者認定における所得の取扱い

- 被扶養者の要件を備えた日から将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる年間(連続する12か月)の総収入額をいいます。
 - ・連続する12か月は、暦年(1～12月)や年度(4月～翌年3月)などに限定されません。
 - 所得税法上の所得と同一ではありません。
 - ・非課税の休業給付、公的年金(遺族年金・障害年金)等を含みます。
 - ・農業・事業・不動産所得等では、控除できる経費は共済組合が認めた経費に限ります。
- ※農業・事業・不動産所得等があるときは、必ず確定申告(または市町村県民税の申告)を行ってください。

被扶養者認定における所得の種類

1 給与所得(給料・賞与・手当・賃金等)

給与・賞与・手当・賃金の総支給額(所得控除前の額)から通勤手当の非課税分を除いた額

2 農業・事業・不動産所得

農業・事業から生じる収入および土地、家屋等の賃貸による収入の総額から被扶養者認定上認められた経費(所得税法上の経費とは異なり共済組合が認めた経費)を控除した額

【必要と認められる経費】

売上原価、給料・賃金、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費

【農業所得として特に認められる経費】

小作料・賃借料、種苗費、素蓄費、肥料費、飼料費、農具費、農業衛生費、諸材料費、動力光熱費、作業用衣料費、土地改良費、ライスセンター使用料、水利費

※給料・賃金について

- ・従業員を雇用し、1人につき年額130万円以上を支払っている方は、被扶養者として認められません。
- ・同居の親族に対する給料・賃金は、必要な経費として認められません。

※家内特例経費等については、実際かかった経費ではないため、経費として認められません。

3 年金所得

各種年金(遺族年金や障害年金等の税法上非課税の年金を含む。)、恩給等の証書等に記載された決定年金額。ただし、個人年金は除く。

4 利子所得

預貯金利息、株式配当金、有価証券利息等

5 その他の所得

雇用保険法に基づく失業給付または社会保険法に基づく休業給付金等

6 組合において、1～5に準じる所得と認定した収入

株式譲渡所得等



被扶養者に係る手続きは所属所の共済組合事務担当課へ

被扶養者の認定を希望するとき 「被扶養者申告書」「個人番号申告票」

添付書類：組合員が扶養している事実や扶養しなければならない事情が確認できる書類
詳細は、所属所の共済組合事務担当課でご確認ください。

- 被扶養者の要件を備える事由が生じた日から30日以内に届出
- 事由発生日から30日を過ぎた場合は、申告書を所属所で受付けた日から認定

被扶養者の取消しの届出 「被扶養者申告書」

添付書類：取消日の確認ができる書類および組合員被扶養者証等

- 被扶養者の要件に該当しなくなるときは、速やかに届出が必要
- 取消申告が遅れ医療費等の過誤給付が発生した場合は、過誤給付額を共済組合へ返還

被扶養者の氏名および住所を変更したとき 「氏名・住所・給付金等振込口座変更申告書」

国民年金第3号の被保険者の届出

被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者は、国民年金第3号被保険者となります。届出は共済組合を経由して行いますので、所定の書類を提出してください。

お問い合わせ先 保険課 資格係 ☎ 083-925-6142

貸付事業のご案内

毎月10日申込み締切
(共済組合必着)
毎月末日貸付金送金

共済組合では、組合員の皆さんの臨時の支出に対する貸付けをしています。
詳細および手続きなどは、所属所の共済組合事務担当課または共済組合福祉課にお気軽にご照会ください。

申込書は、共済組合のホームページからダウンロード、または所属所の共済組合事務担当課でお受取りください。

(平成30年4月1日現在)

貸付種類		貸付事由	借受資格	貸付限度額	貸付利率 (年利:%)
普通貸付		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 組合員の生活必需品の購入や組合員が居住する住宅等の小規模な修理に要する費用など 例)「通勤車両の購入」や「トイレの修理」など 	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	1.26
住宅貸付		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理などに要する費用 例)「住宅の新築」や「住宅のリフォーム」など 	組合員期間が1年以上の者	組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
在宅介護対応住宅貸付		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理などをする場合で、要介護者に配慮した構造・設備に要する費用 	住宅または災害貸付に準じる	300万円 (住宅・災害貸付があり工事費用が限度額を超えるとき、超える額のうち介護対応工事費用を対象とする)	1.00
災害貸付	家財	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 組合員が居住する住宅・住宅の敷地・家財が水震火災その他の非常災害および盗難による被害を受けたときの修繕などに要する費用 	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	0.93
	住宅	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 組合員が居住する住宅・住宅の敷地・家財が水震火災その他の非常災害および盗難による被害を受けたときの修繕などに要する費用 		組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
	再貸付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現に住宅・災害新規貸付を受けている組合員が居住する住宅または住宅の敷地が非常災害による損害を受けたときの修繕などに要する費用 		組合員期間により異なる (最高1,900万円)	
特別貸付	医療	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 組合員、被扶養者の療養に要する費用 例)「インプラント治療(保険適用外部分)」など 	組合員	給料の6月分 (最高100万円)	1.26
	入学	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 組合員、被扶養者、組合員の子の大学等への入学に要する費用 例)「入学金」や「初年度の授業料、家賃」など 		給料の6月分 (最高200万円)	
	修学	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 組合員、被扶養者、組合員の子の大学等での修学に要する費用 例)「授業料」や「家賃」など 		1月15万円を単年度毎 (修業年限により1~6年) (最高1,080万円)	
	結婚	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 組合員、被扶養者、組合員の子・孫・兄弟姉妹の婚姻に要する費用 例)「結婚式や披露宴の費用」など 		給料の6月分 (最高200万円)	
	葬祭	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 組合員の配偶者・子・父母・兄弟姉妹、配偶者の父母の葬祭に要する費用 			
高額医療貸付		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 組合員、任意継続組合員、被扶養者の高額療養費の支給対象となる療養に係る支払い 	組合員、任意継続組合員	短期給付の高額療養費の範囲内	無利息
出産貸付		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 組合員、任意継続組合員、被扶養者の出産費・家族出産費の支給対象となる出産に係る支払い 		短期給付の出産費・家族出産費の範囲内	

※ローンの借換えやクレジットの返済などは貸付けの対象となりません。

※貸付利率は固定ではありません。地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する退職年金給付の基準利率に応じて変動します。

※共済組合を含む金融機関などへの返済額が月収や年収の30%を超える場合は、貸付けができません。

※毎月の償還額は貸付額によって決まり、給与から控除されます。償還額は共済組合のホームページに掲載しています。

貸付けのスケジュール

● **10日** (組合員→所属所→共済組合)



申込書、借入状況等申告書、添付書類、借用証書、印鑑登録証明書を共済組合へ提出

● **20日** (共済組合→所属所→組合員)



審査後に貸付決定通知書、個別償還明細表、送金通知書を発行

● **末日**



共済組合へ届出の給付金等振込口座へ貸付金を送金

● **翌月から給与控除による償還開始**

* 住宅貸付は、工事が1/3程度進んでからの送金となります。

お問い合わせ先 福祉課 ☎ 083-925-6551

短期給付に係る制度改正について

短期給付に係る制度改正について、次のとおりお知らせします。

【平成30年4月1日施行】

- 厚生労働大臣の定める医療の必要性の高い者(指定難病患者を除く。)に係る生活療養標準負担額の見直し

次のとおり自己負担額を変更します。

〈現行〉

所得要件	食費(1食当たり)	居住費(1日当たり)
一般	360円	200円
低所得者	210円(100円) ^{*2}	200円

〈見直し後〉

所得要件	食費(1食当たり)	居住費(1日当たり)
一般	460円(420円) ^{*1}	370円
低所得者	210円(100円) ^{*2}	370円

※1 ()内は、一定の基準を満たさない医療機関での食事の提供を受ける場合
 ※2 ()内は、70歳以上で市町村民税に係る所得金額がない世帯に属する場合

- 入院時の食事療養標準負担額の見直し

次のとおり自己負担額を変更します。

〈現行〉

所得要件	食費(1食当たり)
一般	360円(260円) [*]

〈見直し後〉

所得要件	食費(1食当たり)
一般	460円(260円) [*]

※ ()内は、指定難病患者等に該当する場合

• あなたの年金の加入状況等をお知らせ •

毎年誕生月に「ねんきん定期便」を発送しています

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行され、被用者年金制度は一元化されました。

この被用者年金制度の一元化後は、現在加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、共済組合または日本年金機構から「ねんきん定期便」を送付しています。

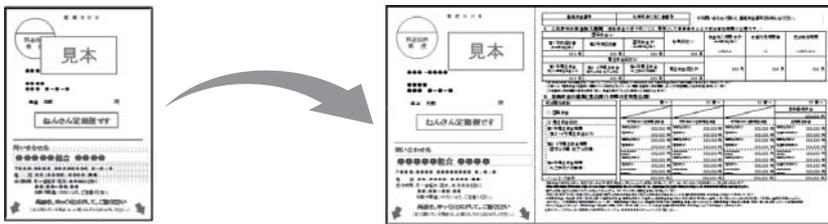
この「ねんきん定期便」は毎年誕生月に送付し、通知内容は以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

ねんきん定期便の通知内容	50歳未満の方 (圧着ハガキ)	50歳以上の方 (圧着ハガキ)	35歳、45歳の方 (封書) (パンフレット)	59歳の方 (封書) (パンフレット)
これまでの年金加入期間	○	○	○	○
これまでの加入実績に応じた年金額	○		○	
老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額) [※]		○		○
【参考】これまでの保険料納付額(累計額)	○	○	○	○
最近の国民年金(第1号・第3号)納付状況・厚生年金保険の月別状況	○	○		
これまでの年金加入履歴			○	○
これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況			○	○
これまでの国民年金保険料の納付状況			○	○

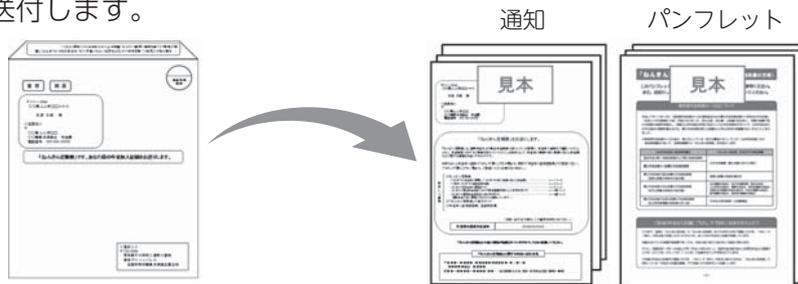
※老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変化します。

送 付 物

- 50歳未満の方、50歳以上の方……圧着ハガキを送付します。



- 35歳、45歳の方、59歳の方……封筒(角2)に通知とパンフレットを同封して送付します。



配付時期・方法

毎年、誕生月の16日頃(16日が休日の場合は翌営業日)に、全国市町村職員共済組合連合会から個人宛てに直接送付します。

なお、住所・氏名の変更等により送付できない場合がありますので、定期便が届かない方は共済組合年金課にご連絡ください。

相談について

通知された内容について相談がある場合は、通知に記載されている相談窓口か、共済組合年金課までお問い合わせください。

年金払い退職給付(退職等年金給付)に係る「給付算定基礎額残高通知書」の送付について

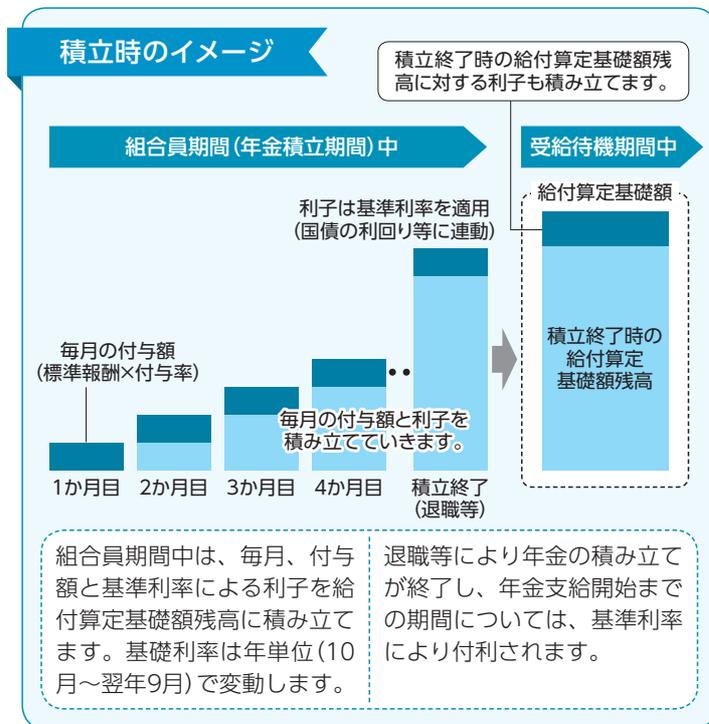
平成27年10月の被用者年金一元化により、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として「年金払い退職給付」が創設されました。

財政方式について、旧職域部分が賦課方式^(注1)であったのに対し、年金払い退職給付は積立方式^(注2)となります。そのため、**前年度**の積立額や残高をお知らせするため、毎年5月頃に「給付算定基礎額残高通知書」を送付しています。

(注1) 賦課方式…現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式です。現役世代の減少により、保険料率が上昇するリスクがあります。

(注2) 積立方式…将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる方式です。現役世代の減少による影響を受けません。

- ▶ **対象者** …… 組合員、待機者
- ▶ **送付時期** …… 組合員 年1回(毎年5月頃)
待機者 退職時または35歳、45歳、59歳、63歳
- ▶ **送付内容** …… 平成27年10月以降に積み立てられた給付算定基礎額残高などを記載しています。
- ▶ **送付形式** …… 圧着ハガキ
- ▶ **送付方法** …… 組合員 所属所を經由してお届けします。
待機者 全国市町村職員共済組合連合会から個人宛に直接送付します。



年金払い退職給付に係る財政状況(平成28年度末)について

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに平成28年度末の「財政検証結果」を掲載しています。是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ) トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

※平成30年度において、年金払い退職給付に係る「財政再計算」を実施する予定です。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会



お問い合わせ先 年金課 ☎ 083-925-6550



ゆめの未来公園はじまる!!

- 日本最大の花と緑の祭典
- 1000万の花、日本一長い竹のコースターやブランコなど、ここだけの体験が満載



サポートキャラクター
ちよるる

6つの特徴

1

咲き誇る1,000万の山口県の花
国際園芸博覧会で金賞・銀賞を受賞した
山口県オリジナルの花も登場



2

山口県から始まる
「子どもの育ちを支える公園」
山口大学と山口県の共同研究で
新しい遊び場をデザイン

3

日本一に挑戦
日本一長い竹のコースター/
日本一高いブランコ / 日本一長いブランコ/
日本一広い芝生広場



4

ファンタスティックな
ナイトプログラム
緑化フェア初の本格的な夜間開催



5

心躍る1,000のイベントと
体験プログラム



6

新しい公園の夢を持ち寄る
県民参加プログラム



海の大草原ゾーン
日本一の芝生広場を遊ぶ



2050年の森ゾーン
森に遊び、森づくりを楽しむ



無料エリア



庭のパビリ
庭の新しい魅力



開催概

8つのゾーン



山の外遊びゾーン

子どもの育ちを支える山の外遊び



親子で竹、森、木、岩、わら、などの自然で遊ぶ体験

森のピクニックゾーン

明日のピクニックライフを満喫



イベント、グルメ、足湯などで新しいピクニックを体験

海の外遊びゾーン

子どもの育ちを支える海の外遊び



海と砂浜の自然を活かしてここならではの遊びを体験

花の谷ゾーン

山口県オリジナルの花が色を添える夢の庭園



国際園芸博覧会で金賞・銀賞を獲得したオリジナルユリなどが咲き誇る

ウェルカムゾーン

期待ふくらむアプローチ



華道家 假屋崎省吾による生け花が19市町の魅力を発見

オンゾーン

に出会う体験



健康になる庭など山口県を代表する造園家が庭の新しい魅力を提案

有料エリア

テーマ：山口から開花する、未来への種まき。 —150年を振り返り、次の150年につなぐ—

会期：2018年9月14日(金)～11月4日(日) 52日間
[有料エリア 9:00～21:00] [無料エリア 9:00～17:00]

会場：山口きらら博記念公園(山口県山口市阿知須)

入場料：前売入場券販売期間 2018年4月1日～9月13日



メインキャラクター
やまりん

区分	一般入場券					全期間通用入場券		
	普通入場券		割引入場券			パスポート券		特別割引 パスポート券 (70歳以上・障害者等)
			特別割引入場券 (70歳以上・障害者等)	団体割引入場券	夜間割引入場券			
	当日	前売	当日	当日	当日	当日	前売	当日
大人	1,200	900	900	900	600	3,000	2,400	2,400
高校生	800	600	600	600	400	2,000	1,600	1,600
小・中学生	600	500	500	500	300	1,500	1,200	1,200
小学生未満	無料							

※70歳以上、障害者等の方が前売券を購入される場合は、普通入場券やパスポート券の前売券をご購入下さい。

- 高校生(15歳以上18歳未満)、小・中学生(6歳以上15歳未満)
- 団体割引は8名以上から(小学生未満の無料対象者は人数に含まない)
- 夜間割引は16時から

詳細はWEBで

ゆめ花博

検索

大事な場面で緊張してしまう



会議やスピーチの場面などで、不安のためにガチガチに緊張してしまい、しどろもどろになってしまった経験は誰でも一度はあるでしょう。堂々としている人と自分を比べ、うらやんだり惨めな気分になったりすることもあるかもしれません。

一瞬で緊張を吹き飛ばす、などという都合のよい方法は存在しませんが、事前に取り得る対策はあります。例えば、不安や緊張を感じたら、それは「準備するべし!」というサインだと前向きに受け止めて、今できる準備をしっかりすること。話す内容の詳細なメモをつくる。リハーサルを何度もする。誰かにチェックしてもらおう……。 「失敗したらどうしよう」と不安がるだけで終わらせず、失敗しないために今できることを考え、心に抱えた不安を原動力にパフォーマンスを上げるのです。特に、最初の部分だけでも繰り返し繰り返し練習することをおすすめします。出だしがスムーズになるだけでも、幾分緊張がほぐれるはずです。

陥りやすいのが、「失敗したらどうしよう」という不安が強過ぎて、悪い結果のシミュレーションに心が

傾いてしまうこと。「失敗して笑われる」「クビになってしまうかも……」など、不安を膨らませるだけで心がいっぱいになってしまうこともあるでしょう。もしもひたすら悪い結果の想像に終始している自分に気付いたら、今できることに集中するよう頭を切り替えて。不安がっているだけでは準備のための貴重な時間が減ってしまうだけでなく、自分で自分の心を萎縮させてしまうことにもなりかねません。

そもそも、不安は悪者とは言いきれません。不安があるからこそ、私たちは下調べをし、準備をし、いろいろなことに備えられるのです。本番で反省点があれば、自らを振り返り、そこから学び、成長することにもつながります。もしも不安が一切なければ、本来なら感じられる程よい緊張感やその後の達成感、成長などもなくなってしまうかもしれません。

不安があるからこそ、しっかりと準備ができて、結果につながる。そう心得て準備と成功体験を何度も繰り返していくうちに、次第に心が楽になってくることでしょう。



しもその そうた 1959年生まれ。防衛大学校卒業後、陸上自衛隊入隊。陸上自衛隊初の心理幹部となり、陸上自衛隊衛生学校メンタルヘルス教官としてメンタルヘルス、自殺防止、カウンセリングなどの教育に携わる。2015年退官。現在は惨事ストレスに対応するメンタルレスキューインストラクターとして活躍中。『自衛隊メンタル教官が教えてきた 自信がある人になるたった1つの方法』(朝日新聞出版) など著書多数。

記事提供：株式会社保険出版社

共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日(必着)	送金日
払戻し	4月13日(金)	4月27日(金)
	4月27日(金)	5月15日(火)
	5月15日(火)	5月31日(木)
	5月31日(木)	6月15日(金)
解約	4月10日(火)	4月27日(金)
	5月10日(木)	5月31日(木)

共済組合の行事(4月)

- 共済制度説明会(新規採用者向け)
※希望所属所

防長苑の
イベント
(4月)

- 歓送迎会プラン
~4月28日(土)

クロスワード 頭の体操!! パズル

正解者の中から抽選で**10名**様に
図書カード**1,000円分**を差し上げます。
クロスが解けたらA~Hを順に並べてください

1	2	B	3	4	5	
6			7	8	G	
9	F	10		11		12
	13		14	C		15
16		17			18	
19	20			21	22	A
23			24	25	26	27
28				29		E

(前回の答え) ソツギョウソング
「クロスワードパズル」
プレゼント当選者発表

応募総数 163通
正解 163通

抽選により当選者を決定しました。
当選者には4月中旬までに賞品を
お送りします。お楽しみに!

※ 当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。

応募方法

ハガキまたはFAXに右記のとおりご記入のう
え、ご応募ください。(1人1通まで)

応募先

〒753-8529
山口県山口市大手町9-11
山口県市町村職員共済組合 総務課 企画係
FAX 083-921-1228

締め切り

5/2(水)必着

- 答え
○○○○○○○○
- 住所
- 電話番号
- 組合員名
- 応募者名(続柄)
- 所属所名
- 組合員証記号番号
- 共済事業に対する
ご意見・ご感想

※お寄せいただいたご意見等
については今後の共済事業運営
の参考とさせていただきます。

ヒントのカギ

- 1 カメ・トカゲ・ヘビ・ワニなどの○○○○類。
- 4 夏の遊びの○○○割り。
- 6 アルファベット順でXの次です。
- 7 超人間的な技術や行為。
- 9 子供の頃から○○○を放っていた歌手。
- 11 お金を預けたり、借りたりします。
- 13 五千円札に描かれている人物。樋口○○○○。
- 15 抜け落ちるところが多くて効果があがらないものたとえ。
- 17 サグラダファミリアでも知られる建築家。
- 19 主要道路に面する宅地1㎡あたりの評価額。
- 21 ハサミと甲羅を持っています。
- 23 ○○を天に任せる。
- 24 激しい運動をして○○を切らす。
- 26 親の○○に泥を塗る行為。
- 28 正体を偽って破壊工作を行う者のたとえ。○○○の木馬。
- 29 10月の第2曜日。○○○○の日。

タテのカギ

- 1 常夏の島。
- 2 大きい↓○○○○。
- 3 幼虫が成虫になること。
- 4 白鳥を英語で言いつつ、
もめごと。争いごと。職場に○○○○が
絶えない。
- 5 最も信用し、頼みにしている部下。社長
の○○○○。
- 8 選手○○○○となつてプレーする。
4年に1回。○○○○年。
子供たちに人気です。○○○○ウオッチ。
そのことに経験が浅く、未熟な人。
漢字で書くと、鳥賊になります。
- 16 ○○○は続く〜よ、〜(〜)まで〜
○○○から自棄。
- 20 コンパスが示す方向。
0が8個付きます。
- 22
- 25
- 27

編集後記

新しい年度の始まりです。毎年、目標を掲げて新年度をスタートさせますが、いつの間にかいつもどおりに…
過去の自分をしっかり見つめ直し、今の自分ときちんと向き合い、着実にしかし時に大胆に新しい自分へと。まずは初心を貫ける自分へ。これが一番難しいのですが。(M・H)

新年度がスタートしました。今年は9月14日から11月4日にかけて明治改元150年の中核イベント「山口ゆめ花博」が山口きらら博記念公園で開催されます。明治維新と花と聞いて頭に浮かんだのが西郷どんの言葉「雪に耐えて梅花麗し」ですね。いつか花開くことをゆめみて日々何事にも前向きに努力していきたいと思えます。(T・N)

組合の状況

平成30年3月1日現在



組合員/男
10,231人



組合員/女
5,596人



組合員/合計
15,827人



任意継続組合員
144人



被扶養者/男
6,625人



被扶養者/女
10,500人



被扶養者/合計
17,125人

山口県市町村職員共済組合

〒753-0072(個別番号〒753-8529)山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階 FAX/083-921-1228
TEL/083-925-6141(総務課) 083-925-6142(保険課) 083-925-6550(年金課) 083-925-6551(福祉課)
●発行日/平成30年4月2日 URL <http://www.kyosai-yamaguchi.jp/>

毎年恒例!! 防長苑のバイキング

My House & Resort
Bochoen

今年いちばん
の暑気払い!!

生ビール まつり

予約制

BEER FESTIVAL

2018

6/29^金 ▶ 8/5^日 定休日 7/1・2・8・9・17・23・30

料金 18:00~20:45 (オーダーストップ20:30)

大人気の!

ブッフェ
スタイル

種類豊富!

フリー
ドリンク

大人 ¥4,500

中高生 ¥2,000 小学生 ¥1,500

幼児
(3歳以下無料) ¥500

朝食付
宿泊優待

¥6,000

7/19までの火曜~木曜日は
さらに**おトク!**

¥4,500

ツイン和室のお一人様利用は
¥1,000加算されます

リピート割

リピートでさらに割引

前回ご利用時にお渡しした
チケットをご提示下さい。
500円割引いたします!!

ガク割

夏休み学生割引

7月21日から8月5日まで
期間中生ビールまつりご利用のお客様、
グループ内のおとな1名様につき、学生
(小中高生)1名様を300円割引!!

ブッフェスタイル

カットステーキほか
人気の料理実演も充実!

和・洋・中
各種料理が **50**
種類以上!!

フリードリンク

もちろん今年も!ビールは
キリン一番搾り 生 生
一番搾りスタウト

その他のお飲物
焼酎、日本酒、ワイン、
耐ハイ各種、ノンアルコール各種、
ソフトドリンク各種

協賛: ライフ山口

団体保険制度のお問い合わせは、有限会社ライフ山口へ
フリーダイヤル0120-170-215(担当 さるがみ) FAX 083-925-2161

やまぐち湯田温泉



防長苑

山口県市町村職員共済組合
〒753-0077 山口県山口市熊野町4-29 www.bochoen.jp

ご予約・お問い合わせ

TEL083-922-3555